

公示番号：161038

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：コメ振興支援計画プロジェクト（灌漑地区組織運営改善）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：灌漑地区組織運営改善
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月上旬から2017年8月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内0.40M/M、現地1.40M/M、合計1.80M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地調査期間 整理期間
5日 42日 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：2月1日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年2月14日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - 1) 業務実施の基本方針 16点
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - 1) 類似業務の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	灌漑地区組織運営に係る各種業務
------	-----------------

対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 黄熱流行国であり、日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、赴任前の予防接種を強く奨励する。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、コメの消費増大に国内生産が追い付かず、消費量の7～8%を占める10万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を2009年に策定し、2008年のコメ生産量899,000トン(粳換算)を2018年には1,963,000トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その一連の支援の流れの中で2007年～2012年には、「キリマンジャロ農業研修センター(Kilimanjaro Agricultural Training Center: KATC)」の機能強化、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法の確立を目的に、各地域を担当する農業研修所(5ヶ所)と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画(タンライス)」を実施した。これを通じて、約40ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、ジェンダー、灌漑地区組織運営、マーケティングなどの分野で「課題別研修」を実施した。

引き続き、タンザニア政府は農業畜産水産省(Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries: MALF) 研修局とザンジバル農業天然資源畜産水産省(Ministry of Agriculture, Natural Resources, Livestock and Fisheries: MANRLF)をカウンターパート機関、MALF研修局の6研修所及びMANRLFのキジンバニ農業研修所(Kizinbani Agricultural Training Institute: KATI)の計7ヶ所を実施機関として、灌漑地区だけではなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2012年11月から6年間の予定でコメ振興支援計画プロジェクト(タンライス2)を実施している。

タンライス2は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、チーフアドバイザー、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を合わせて普及/モニタリング・稲作栽培・ジェンダー・灌漑地区組織運営・マーケティング/収穫後処理・農業機械の分野を支援している。実施機関である7研修所から各分野に約1～2名の教官がカウンターパート(C/P)として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ(TG)メンバー」と称される。

タンライス2では、これまでに灌漑地区組織運営改善分野の短期専門家が4回(2014年1月～2月、2014年11月～2015年1月、2016年2月～4月、2016年9月～11月)派遣されており、タンライス時に構築された灌漑地区組織運営改善に関する課題別研修の実施・モニタリング、先進灌漑地区運営改善事例の調査及び、灌漑地区主要関係者が参集したワークショップ

プの開催等を行った。

本専門家の派遣目的は、灌漑稲作一般研修又は改訂版一般研修を実施した灌漑地区の主要関係者（県灌漑担当官・灌漑地区マネージャー・灌漑地区農民代表）等を対象に、灌漑地区運営事例に関するワークショップを開催するとともに、個別の灌漑地区現場において、TGメンバーによる課題別研修の実施を支援することである。

7. 業務の内容

本業務従事者は技術協力の仕組みや手続きを十分理解した上で、他の専門家と協力して灌漑地区組織運営改善専門家としてTGメンバーに対する技術移転を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2017年6月上旬)

- 1) タンザニアのコメセクター及び本プロジェクトに関する資料（特に灌漑地区組織運営改善に関する本プロジェクトや関連プロジェクトに関するもの）の収集・整理・分析を行い、当該業務の実施について基本的な情報を整理する。
- 2) 上記1)を踏まえて、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン(英文)・業務計画書(和文)を作成し、JICA農村開発部に提出する。

(2) 現地派遣期間(2017年6月中旬～7月中旬)

- 1) 関係者(C/P機関及びJICAタンザニア事務所)にワークプラン・業務計画書を提出し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。
- 2) プロジェクト長期派遣専門家、TGリーダー・副リーダーと共に、今回の派遣期間中の活動について打ち合わせを行い、活動内容を共有するとともに、TG会議、ワークショップ、課題別研修実施のための準備を進める。
- 3) プロジェクト長期派遣専門家・TGメンバーと共にKATCで灌漑地区組織運営に関するワークショップを開催する。ワークショップに参加する灌漑地区は、主にタンライス及びタンライス2でこれまで一般研修・課題別研修を実施した地区(プロジェクト側で約10カ所を選定)を予定している。参加者は、当該灌漑地区の県議会議員、県灌漑担当官、灌漑地区マネージャー及び灌漑組合役員3名(代表、会計役、理事で、内女性役員が1名以上)を予定している。なお、ワークショップの実施期間は4日間程度とする。

また、ワークショップ開催に先立ち、先進地区のMwega IS(Irrigation Scheme)と先行地区のMkindo ISの現状調査プロジェクトで行う予定であるので、この結果を参考とすること。

- 4) 以下のように実施する課題別研修について、各灌漑地区の事前情報を確認すると共に、研修の準備・実施について助言する
 - ① 研修対象の灌漑地区は、各研修所1地区(プロジェクト側で計7地区を選定予定)を予定。なお、TGメンバーとともに現地に赴くのは1カ所程度を予定しており、直接現地でTGメンバーの研修実施状況を確認し指導するとともに、他の地区での研修実施状況については報告書を提出させ、チェック・指導する。
 - ② 1地区の研修対象者は、中核農家10名(男女同数)を含む最大40名程度を予定。
 - ③ 1地区での農家を対象とした研修は4日間を予定。
- 5) TG会議は、ワークショップ・課題別研修実施前後に開催し、ワークショップ運営の確認・準備と課題別研修内容の共有を図るとともに、研修実施を踏まえたガイドライン等の改善と、今後の活動計画の策定(ワークショップ・課題別研修・モニタリングの対象地区の選定や実施時期等)を支援する。
- 6) 上記2)～5)を踏まえ、現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者及びJICAタンザニア事務所に報告・提出を行う。

(3) 帰国後整理期間(2017年7月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

英文4部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関)

(2) 現地業務結果報告書

和文要約2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

英文4部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇄ドバイ/ドーハ⇄ダルエスサラームを基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2017年6月10日～7月21日を予定しています。(短期間の日程調整可)

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・ チーフアドバイザー
- ・ 稲栽培技術
- ・ 水管理/農民組織
- ・ 稲作普及/モニタリング
- ・ 業務調整

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり

- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが、必要に応じて、アレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供
農業畜産水産省内およびKATC内のプロジェクトオフィスにおける執務スペース提供(インターネットは使用可能、ただし回線の状況が不安定な場合あり。)

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・タンザニア国コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)
- 2) また、以下の資料を農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム(TEL:03-5226-8409)にて配布する。
 - ・短期専門家(灌漑地区組織運営改善) 専門家業務完了報告書(2013年度)
 - ・短期専門家(灌漑地区組織運営改善) 専門家業務完了報告書(2014年度)
 - ・短期専門家(灌漑地区組織運営改善) 専門家業務完了報告書(2015年度)
 - ・短期専門家(灌漑地区組織運営改善) 専門家業務完了報告書(2016年度)

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に就労許可証(Work Permit: WP)と在留免責証明書(Exemption Certificate: EC)を入国前に取得するため、本業務実施契約(単独型)締結後速やかに、英文履歴書、パスポートコピー、最終学歴の卒業証明書(英文)等必要書類を提出する必要がある。
(JICA農村開発部よりWP取得にかかる手続きについてお知らせします。)
必要書類取得にかかる手続きについては、以下の「国別渡航情報一覧」を参照のこと。
(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20160721.pdf)

3) 安全管理

タンザニア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA安全管理部、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることといたします。なお、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。

4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上